

J R 東海労働組合関西地「申」第 3 2 号
2 0 1 7 年 5 月 3 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「弾道ミサイル発射情報受領時の対応」に関する申し入れ

5月12日、大阪第一、第二運輸所で「(変更)弾道ミサイル発車情報受領時の対応方について」の掲示が出された。

北朝鮮が発射する弾道ミサイルの発射情報に関する社員(運転士、車掌)の対応についての内容である。この掲示は、平成29年4月28日に掲示された内容について、内閣官房からのメッセージ変更が通達されたために、その対応の変更点を加えて出された内容である。

4月28日、早朝、北朝鮮のミサイル発射情報を受けて、Jアラートや緊急情報ネットワークシステムからの情報がなかったが、東京メトロとJR西日本が北陸新幹線の運行を一時見合わせ、JR東海、JR東日本などは運行を続けるなど各鉄道会社の列車運行においてそれぞれ違った対応が明らかになった。

マスコミ等によると、主要鉄道事業者31のうち27事業者はJアラートの発射情報が鳴った場合、運転を見合わせ、うち9事業者は飛来する地域が分からなくても発射情報だけで全線停止すると報じている。

4月28日以降、会社におけるミサイル発射情報に関する各職場での周知内容が違っており、社員間で混乱が発生している。また、車両所では「弾道ミサイル発射、落下」に関する周知も指導もなされていない。お客様の安全はもとより、社員の安全を第一にすべきであり安全を守る姿勢に問題があると考えます。

さらに、運輸所で掲示されている内容でも、内閣官房からの通達に対応するための内容に留まっているとも考える。

よって、以下の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 「弾道ミサイル発射情報、落下」に関する社員への周知内容を各職場毎(出向者も含めて)に明らかにすること。
2. 車両所の職場では社内掲示も、内閣官房国民保護ポータルサイトの国民保護に関する周知もされていない。社員の生命を守るためには職場による差別はあってはならないと考えるので、早急に周知すること。また、これまで周知してない理由を明らかにすること。

3. 駅では内閣官房国民保護ポータルサイト作成のビラが掲示されているだけで、社員の対応や旅客誘導に関する対応は指導されていないので、早急に駅社員への掲示と周知を実施すること。また、これまで指導してない理由を明らかにすること。
4. 全国瞬時警報システム（Jアラート）が国民向けにメッセージとして受信することも緊急時の対応として周知しているが、勤務時間中、携帯電話を所持していない社員に対する通報は会社としてどのように行うのか明らかにすること。
5. 全社員に対する「弾道ミサイル発射情報受領時」の周知と具体的な避難場所の特定、避難訓練を早急を実施すること。
6. Jアラート受信時に「頑丈な建物や地下への避難」を呼びかけているが、駅での旅客に対する具体的な避難場所、避難経路、社員の避難行動を明らかにすること。
7. Jアラート受信時に「頑丈な建物や地下への避難」を呼びかけているが、鳥飼車両基地付近の「頑丈な建物」「地下」の具体的な避難場所、避難経路、社員の避難行動を明らかにすること。
8. 運行地域へのミサイル飛来情報だけでは運行を停止せず、「状況判断の上で止める」とマスコミに回答している。「状況判断」の条件、根拠を具体的に明らかにすること。
9. 運輸所に掲出している掲示内容によると車掌の旅客対応が「社員等の基本対応」で駅停車中の列車から降車を案内する対応となっているが、駅係員への引継ぎ方法などの詳細を明らかにすること。
10. 大手鉄道会社は、国土交通省から武力攻撃時の旅客誘導の業務計画を定めるよう指導されている。定めている（国交省に報告）業務計画を社員へ明らかにすること。

以 上